

4月27日から5月6日の 連休中の診療について

即位日等休日法の施行に伴う4月27日から5月6日の大型連休における医療提供体制を確保するため、当医療機関は以下の日程で診療します。

- → 診療しています
× → 休診しています

	午前 : ~ :	午後 : ~ :
4月27日(土)		
4月28日(日)		
4月29日(月)		
4月30日(火)		
5月1日(水)		
5月2日(木)		
5月3日(金)		
5月4日(土)		
5月5日(日)		
5月6日(月)		

なお連休中に受診された場合は、医療費の一部負担金が平日とは異なりますので、ご了承ください。

